

令和7年第2回(6月)定例会

御杖村議会会議録

令和7年 6月 5日開会

令和7年 6月12日閉会

御杖村議会

◎目 次

第1号（6月5日）	－1－
◎議事日程	－2－
◎本日の会議に付した事件	－2－
◎出席議員（7名）	－2－
◎欠席議員（0名）	－2－
◎会議録署名議員	－2－
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名	－2－
◎職務のため議場に出席した事務局職員	－2－
◎〔発言記録〕	－3－
◎開会及び開議の宣告	－3－
◎会議録署名人の指名	－3－
◎会期の決定	－3－
◎諸般の報告（議会運営委員会）	－3－
◎諸般の報告（例月出納検査）	－4－
◎行政報告	－4－
◎一般質問	
福田議員「村外の病院への移動支援について」	－5－
小田議員「桃俣公衆トイレの費用対効果等について」	－6－
◎承認第4号専決処分の承認を求めることについて （一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について） 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	－9－
◎議案第30号御杖村デマンド交通条例の制定について 〔上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託〕	－10－
◎議案第31号令和7年度御杖村一般会計補正予算（第2号）の議定について 〔上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託〕	－10－
◎議案第32号令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第1号）の議定について 〔上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託〕	－11－
◎同意第6号御杖村教育委員会の委員任命につき同意を求めることについて 〔上程、説明、採決〕	－11－
◎報告第1号令和6年度御杖村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 〔報告〕	－12－
◎散会の宣言	－13－
第2号（6月12日）	－15－
◎議事日程〔審議結果〕	－16－
◎本日の会議に付した事件	－16－
◎出席議員（8名）	－16－
◎欠席議員（0名）	－16－
◎会議録署名議員	－16－
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	－16－
◎職務のため議場に出席した事務局職員	－16－

[発言記録]		－17－
◎開議の宣言		－17－
◎議案第30号御杖村デマンド交通条例の制定について		
[上程、委員長報告、委員長質疑、討論、採決]		－17－
◎議案第31号令和7年度御杖村一般会計補正予算(第2号)の議定について、議案第32号 令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第1号)の議定について		
[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]		－18－
◎議案第31号令和7年度御杖村一般会計補正予算(第2号)の議定について		
[討論、採決]		－19－
◎議案第32号令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第1号)の議定について		
[討論、採決]		－19－
◎発委第3号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)		
[上程・採決]		－19－
◎発委第4号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)		
[上程・採決]		－20－
◎閉議及び閉会の宣言		－20－
◎議事録署名		－21－

(令和7年6月5日)

令和7年第2回(6月)御杖村議会定例会(第1号)

令和7年6月5日(木)
開議 午前10時00分

◎議事日程〔審議結果〕

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告 ・議会運営委員会 5月22日
・例月出納検査 2月・3月・4月分
日程第4 行政報告
日程第5 一般質問
日程第6 承認第4号 【原案承認】
専決処分の承認を求めることについて
(一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
日程第7 議案第30号 【むらづくり委員会付託】
御杖村デマンド交通条例の制定について
日程第8 議案第31号 【予算決算委員会付託】
令和7年度御杖村一般会計補正予算(第2号)の議定について
日程第9 議案第32号 【予算決算委員会付託】
令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第1号)の議定について
日程第10 同意第6号 【原案同意】
御杖村教育委員会の委員任命につき同意を求めることについて
日程第11 報告第1号 【原案報告】
令和6年度御杖村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員(7名)

議長 寺前伊平君	副議長 山岡隆良君
1番 影山英章君	2番 小田静男君
3番 森源五君	4番 福田麻衣子君
7番 盛岡英成君	

◎欠席議員(0名)

◎会議録署名議員

3番 森源五君 4番 福田麻衣子君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村長	伊藤収宜君
副村長	中嶋英樹君
教育長	鈴木泰弘君
総務課長	今井智君
むらづくり振興課長	片岡保昌君
産業建設課長	中村康幸君
住民生活課長	仲子雄史君
政策推進課長	古谷匡敏君
保健福祉課長	川上隆二君
会計管理者	松本慶一君
教育委員会事務局次長	古谷依子君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長 森本成則君

散会 午前10時55分

◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

◎開会及び開議の宣言

○議長(寺前伊平君):皆さん、おはようございます。令和7年第2回御杖村議会定例会をご案内させていただいたところ、ご出席いただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の令和7年第2回御杖村議会定例会は成立致しました。よって、ただ今から、開会致します。ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、配布済み日程第1号のとおりとします。

◎会議録署名議員の指名

○議長(寺前伊平君):日程第1、会議録署名議員の指名を行います。御杖村議会会議規則第127条の規定に基づき、会期中における会議録署名議員は、3番森源五君、4番福田麻衣子君を指名致します。

◎会期の決定

○議長(寺前伊平君):次に、日程第2、会期の決定を行います。お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月12日木曜日までの8日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月12日までの8日間と決定しました。

◎諸般の報告(議会運営委員会)

○議長(寺前伊平君):次に、日程第3・諸般の報告を行います。はじめに、5月22日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長、森源五君。

○委員長(森源五君):議長。3番森。

○議長(寺前伊平君):森議員。

○委員長(森源五君):議長の指名を受けましたので、5月22日に開催いたしました議会運営委員会の報告をさせていただきます。当日は、全委員出席のもと、令和7年第2回、6月定例会の運営について協議を行いました。まず、会期及び会期中の日程について協議を行い、会期を、6月5日木曜日から12日木曜日までの8日間とし、会期中の日程については、6月5日木曜日午前10時開会、全員協議会を6月6日金曜日午前10時開会、予算決算委員会を6月9日月曜日午前10時開会、むらづくり委員会も同じく9日月曜日午前11時開会、続会議を12日木曜日午前10時開会と決定いたしました。また、一般質問については、通告締切を5月29日木曜日午後5時までとし、質問日は、6月5日の開会日と決定いたしました。次に、開会日における、議事日程および村長より提出される6議案の取り扱いについて協議を行い、御杖村デマンド交通条例の制定については、むらづくり委員会へ、令和7年度御杖村における一般会計及び介護保険特別会計の補正予算については、予算決算委員会へ、それぞれ付託することと決定しました。また、専決処分がなされた一般職の職員の給与に関する条例の一部改正と教育委員会の委員任命の同意については、開会日に即決す

ることとし、令和6年度御杖村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についても、開会日に報告と決定しました。最後に、次回令和7年第3回、9月定例会の会期を検討するため、継続調査申出書を、続会日に提出することを決定して委員会を閉じました。以上で、簡単ではありますが、議会運営委員会の報告といたします。

○議長(寺前伊平君):森委員長、ご苦労様でした。

◎諸般の報告(例月出納検査)

○議長(寺前伊平君):次に、監査委員より例月出納検査について、2月から4月分の結果報告書をいただいています。抜粋の写しを配布しておりますので、報告といたします。

◎行政報告

○議長(寺前伊平君):次に、日程第4、行政報告をお願いします。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):おはようございます。6月議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用の中、全員のご出席を頂きましてありがとうございます。開会にあたり、行政報告をさせていただきたいと思います。去る4月21日、宇陀市役所において、宇陀市、山添村、曾爾村、御杖村の1市3村が連携して、広域的に地域医療の課題解決に対応していくため、新たに、奈良県東部地域医療協議会の調印式及び設立総会が開催されました。奈良県東部地域では、医療機関や医師数が少なく、将来的な医療提供体制の運営リスクを抱えているため、地域医療を支える医療提供体制の構築や安定した経営のための基盤づくりについて、本地域を構成する市村が連携し、取り組みを行ってまいります。次に、去る5月15日、第62回全国水源林造林協議会総会に奈良県の会長として出席しました。森林は、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止など私たちの暮らしに欠かすことのできない大切な働きを再認識したところでございます。水源林造林事業予算の確保に向けて、引き続き関係団体と要望活動を実施していくことが決議されました。続きまして、5月18日にやまと姫マラソン2025インみつえが、約330名のランナーをお迎えして開催しました。ランナーたちは、爽やかな自然に彩られた約10キロのコースを、御杖村のおいしいグルメを味わい、村民の方々の応援の暖かさにふれ、大満足で大会を終えてくれたことと思います。今後も、村の交流人口の拡大を目指して、継続していきたいと考えています。次に、昨年度から本格的に検討を進めておりました村内交通の再編、再構築についてですが、村民一人ひとりの移動の希望に効率良く、きめ細やかに対応するため、本年度中に村内交通をこれまでの路線定期運行型の村営バス、ふれあいバスを主体とした交通体系から、事前予約は必要ですが利用者が希望する時間に行きたい村内の場所に移動することができるデマンド交通を主体とした交通体系へ移行したいと考えており、本定例会においても、このデマンド交通の運行に関する条例を提出させていただいております。最後に本定例会には、先ほどのデマンド交通関係の条例制定1件のほか専決処分1件、補正予算2件、人事案件1件、報告1件を提出しております。慎重審議の上、可決賜りますようお願い申し上げ6月定例会の行政報告とさせていただきます。

○議長(寺前伊平君):これで、行政報告を終わります。

◎一般質問

福田議員「村外の病院への移動支援について」

○議長(寺前伊平君):次に、日程第5、一般質問を行います。通告に基づき、発言を許可します。最初に4番、福田麻衣子君。

○4番(福田麻衣子君):議長。4番福田。

○議長(寺前伊平君):福田議員。

○4番(福田麻衣子君):議長の許可を得ましたので、一般質問致します。先程、村長よりデマンド交通のお話がありましたが、御杖村のデマンド交通は、村内の移動支援に限られており、例えば名張市や宇陀市の病院へ通院したい場合は、三重交通や奈良交通のバスを乗り継ぐ必要があります。しかしながら、高齢の方々にとってこの乗り継ぐという行為がとても大きな負担です。実際に高齢の方々からは、御杖村から直接名張や宇陀市の病院へ運送して欲しいという声が上がっています。これに対して行政からは、他の交通機関との関係があるので、村からの直接運行は難しいと返答を頂いております。他の交通機関との関係も大切ですが、何より優先して考えないといけないのは住民の健康と命を守る事だと思います。そこで提案です。すべての外出や通院に対応するのではなく、村の診療所から紹介状を受け取った方に限定し、名張市や宇陀市などの指定病院への移動支援を行うという形であれば、実現可能な方法のひとつではないでしょうか。このような限定的な支援について、制度として導入できる可能性はあるか、また検討の余地があるかどうか、村長のお考えをお聞かせください。この後は自席にて質問させていただきます。

○議長(寺前伊平君):答弁を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):福田議員からのただ今のご質問にお答えさせていただきます。現在、村が再構築を考えていますデマンド交通は、御杖村が主体となり公共交通として運行しようとしているものです。この運行にあたっては、道路運送法の適用を受けることから、運行の範囲につきましては、既存のバスやタクシーなどが運行されていない、いわゆる「交通空白地」に原則限られています。これは、様々な団体や法人が制限無く重複運行した場合、互いの経営を圧迫することとなり公共交通の維持が更に困難になると考えられるものです。このことから、本村が進めようとしています新たなデマンド交通は、周辺の既存路線の運行者と連携を図りながら、交通空白地である村内の移動手段を確保し、これまで以上に利便性を高めたいと考えております。議員ご指摘の乗り継ぐという行為に負担を感じておられることは村としても認識しております。この乗り継ぎにつきまして、現行の村営ふれあいバスを利用した場合として例を挙げてみたいと思います。現状は、まず自宅から最寄りのバスの停留所まで行き、ふれあいバスに乗車し、曾爾村掛西口バス停で下車、その後奥宇陀わくわくバスが来るのを待って乗車することとなります。このような乗り継ぎにおいては、自宅からバス停まで歩くこと、乗車したふれあいバスも各バス停を経由することにより長時間の乗車となること、そして掛西口バス停でわくわくバスが到着するのを待つこととなります。これらの乗り継ぎにより発生する不便さに対して村民の多くは負担を感じられていると思います。このような乗り継ぎの負担についても、新たな村営デマンド交通で改善できればと考えています。新たな村営デマンド交通では、事前予約は必要ですが、利用者が希望する時間に村内一円及び曾爾村掛西口バス停まで行くことが可能となります。奥宇陀わくわくバス等の乗り継ぎについても、この村営デマンド交通であれば、自宅付近まで送迎するので、ふれあいバスのように最寄りのバス停まで歩く必要もな

く、各バス停を経由せず目的地まで最短ルートで運行しますので乗車時間も短くなります。また、奥宇陀わくわくバス等の発着時間にあわせて運行することで、待つことなく乗り継ぎもできますのでこれまで高齢者の方が感じておられた乗り継ぎへの負担軽減にも寄与するものと考えております。次に、議員から提案いただきました村の診療所から紹介状を受け取った方に限定した村外病院への移動支援についてですが、冒頭でもご説明したとおり、現在本村が進めようとしている交通体系は、民間等による公共交通が存在しない本村において、村外からの来訪者も含めて、分け隔て無く全村民に利用いただくものであり、利用者を限定したり、特定の方に対して村外路線を運行するものではありません。また、議員ご質問の、制度として導入の可能性と検討の余地についてですが、議員が例に挙げられた場合ですと、民間タクシーや、福祉制度が利用可能な方にあつてはその制度を利用いただくことが通常となります。しかしながら、通院のみならず村外への移動は、通勤・通学・買い物等様々です。自治体として取り組むべきは、全村民に対する公共サービスとして、何を優先すべきかをしっかりと考え、偏りのないサービス提供ができるよう努めて参りたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(寺前伊平君):福田議員。

○4番(福田麻衣子君):答弁ありがとうございます。村外へのデマンド交通運行は、法律上難しいことは理解いたしました。その上で、福祉の観点からみていただいて、移動支援については、今後非常に不安を抱える方が取り残されることのないよう優しい制度づくりを是非ご検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上で私の質問を終わります。

○村長(伊藤収宜君):はい。

○議長(寺前伊平君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):ありがとうございます。基本まずこの新しいデマンド交通、これを村民の皆さんに利用していただきやすいようなかたちで充実させていくと言うのを第一に考えたいと思っております。その上で、議員おっしゃられますように福祉的な観点、これが必要になってくると思います。今後どのようなことができるか充分考えていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長(寺前伊平君):福田議員、よろしいですか。

○4番(福田麻衣子君):はい、ありがとうございます。

小田議員「桃俣公衆トイレの費用対効果等について」

○議長(寺前伊平君):次に、2番・小田静男君の一般質問を許可いたします。

○2番(小田静男君):2番小田静男です。

○議長(寺前伊平君):小田議員。

○2番(小田静男君):議長の許可を得ましたので、村長に質問させていただきます。今回、村民の皆様のご支援をいただき、村民の代表の一人としてこの場に立ち発言出来ることに大きな責任を感じています。さて、村長は観光産業を盛り上げようと尽力されていることと思います。旅行村、三峰山の冬山登山等。そして、道の駅と姫石の湯。そして今回、桃俣の公衆トイレの建設が実施されました。しかし、このトイレは男女各1室にも拘らず、総額9千7百万円で整備が行われ、その高額な費用から村内外から話題となりました。また、その声を受けて、多くのマスコミなどで取り上げられた結果、全国的に有名となり、みつえの一億円トイレと不名誉な名前も付けられました。しかしながら村長は、マスコミのインタビューで御杖産、奈良県産材を使う設計、使った材料、コンセプトから、

特別に高いとは思っていないと発言されています。御杖村では、村民の生活支援、商工業の振興と地域活性化に寄与することを目的に地域振興券、プレミアム商品券を発行しております。その費用に比べ非常に高額なこの桃俣の観光トイレは、どの程度村民のためになったのか、村民は疑問に思っています。以上のことを踏まえて、村長にお伺い致します。桃俣公衆トイレの設置にあたって、御杖産の材料はどれ程使われたのか、御杖村の商工業に振興にどの程度寄与したのか。また、完成から1年以上経過したことを踏まえ、このトイレは御杖の観光にどの程度貢献し、その効果が出ているのか。清掃、点検などの維持費が発生していると思いますが、建設費用、維持費用を含めた費用対効果の説明をお願いします。この後は、自席にて質問させていただきます。

○議長(寺前伊平君): 答弁を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君): 議長。

○議長(寺前伊平君): 伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君): ご質問のありました桃俣鞍取トイレ休憩所につきましては、令和4年度から令和5年度の2カ年で事業を行い令和6年2月から供用を開始しております。設置場所については村を横断する国道にあつては西からの入口であり、村営バスの主要なバス停が設置されております。また国指定史跡である伊勢本街道の西の起点でもある事から、鞍取峠を越えてきたハイカー等からも要望が多かったところでございます。元々この場所には男女兼用のくみ取り式トイレがありましたが、駐車場もなく環境性、利便性に優れなかったことから改修の要望がありました。このようなことから村民の方の利用をはじめ、村を訪れる観光客の方にトイレ利用だけではなく、休憩していただきながら村の観光、イベント等のPRを行い関係・交流人口を増やす目的から事業を行ったものであります。事業費に関しては、令和4年度に用地取得費723万6千円、実施設計費715万円、年度合計1,438万6千円。令和5年度に工事費7,713万2千円、工事監理費269万5千円、年度合計7,982万7千円。事業費合計9,421万3千円となっております。質問にあります御杖産の材料につきましては、主に木材に関して村内の事業所に依頼を行いました。調達には至らず奈良県産の資材となっております。議員おっしゃられますように、清掃、点検、光熱水費等の維持費は発生しておりますが、施設整備以来、報道もあり実際に来訪して休憩利用される方も多数おられ、村の総合パンフレットやイベントチラシ等を持ち帰っていただく数も多くなっていることから、広報効果が見込めるとともに村の認知度も上がっていると考えております。鞍取トイレ休憩所整備による本村商工業への寄与度につきましては、他の施策や経済情勢もあることから、本施設だけを捉えての効果については一概に言えるものではございません。しかしながら、あえて一例を挙げますと株式会社みつえの決算では、道の駅の厨房の売上は令和6年度は令和5年度に比べ3,100万から4,000万円と約30%上昇し、直売所の売上についても1,600万から2,000万円と約25%上昇していることから、村内での消費に何らかの寄与があったと考えたいところです。施設そのものは収入を得るものではなく、費用対効果の検証は難しいところではあります。今の時期ですとホテルが飛び交う場所でもあり、多くの来訪者が予想されます。今後も更なる関係・交流人口の創出に寄与する場所になるよう努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○2番(小田静男君): はい。

○議長(寺前伊平君): 2番、小田静男君

○2番(小田静男君): 答弁ありがとうございます。私はもう少し実情的なことを、身近なことを、こうご返答いただきたい。今話の中で、姫石の売り上げが上がったと、これは姫石自体のスタッフが一生懸命やられている末であると思います。それは以前レストランのこれはトイレと少し離れています

が、前レストランの売り上げから考えますと、今セルフにした社長並びにスタッフの方が努力され、売り上げを上げようという意気込みから、そういう結果を得ているものと私は思っております。今回、トイレの件で、売り上げが上がったとそれは関係ないんじゃないかと、またこのトイレに関して男女1個ずつのトイレ、これに関してどのようなお考えで設計されたのか、多くの方が訪れるトイレに対して、まして観光トイレ、そういった意味合いのもと大勢の方がまいられて休憩されるなか、男の人が何人もあのトイレの表で待っておられる、女性の方も当然待っている現状が今の桃俣のトイレなんです。そんな中で、設計の段階で、なぜ1個ずつのトイレな、不思議でなりません。それと、1億円余りの費用を使って、たった10坪余りのトイレ。男女1個ずつ。これ御杖村で一軒家が何軒建ちますか。桜井で分譲地の家が何軒建ちますか。もっと使う用途をしっかりと考えていただかないと住民は黙ってません。気の毒でなりません。今後もっとお考えになられて、ことを運んでいただきたい。やはり1億円という金額、これはとんでもない金額ですよ。私は自動車屋を営んでいるんですけども。例えばですよ、私が軽四のトラックを買いますと、120万やと、えっほな行政やったら300万でこうしてくれるんじゃないか。よう似た感覚じゃないですか。たとえば、あれを5千万で抑えようとすれば、可能な限り出来ると思うんです。それをとんでもないやっぱ1億円近く、設計費、維持費色々等々重ねて行きますと、とんでもない金額になってくると。さっきも言わせてもらったとおり、御杖村で一軒家が何軒建ちますか。姫石の前に住宅が建てられました。1億4千万。何人の方が住まわれてますか。トイレもあり、お風呂もあり、そんな中で、たった1人ずつ、とんでもない話です。今後の御杖村において、このような血税を扱われること事態が、もっと考えていただきたい。みんな税金からまかなわれているわけです、みんなが喜んでくれるような施設、そういうのをご検討願いたい。

○議長(寺前伊平君):小田議員、再々質問からもう少しまとめていただいて、簡潔に質問、これからお願いします。

○2番(小田静男君):どうもすみません。申し訳ないです。

○議長(寺前伊平君):このことについて、伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):はい。議員ご指摘の趣旨は理解させていただいたと思います。ただ、村としまして、あそこは、昨年です、伊勢本街道が、国指定の史跡なり、今後利用客も多くなるそういう場所でもございます。そうしたなかで、村外から来られた方にも気持ちよく休憩していただく、また村民の方もそこを利用していただくというなかで、検討してきたところ現在のかたちになったわけでございます。確かに、便器の数等色々指摘のあったことは事実でございます。そうしたなかで、皆さんがどのようなかたちで一番使いやすくしていただけますかということと、今の時代バリアフリー的なことも考えながら設置をしていくということを目指したわけでございます。そうしたなかで、現在のかたちになったわけでございます。高いか安いとか色々あると思いますが、村として検討を加えた結果、今のかたちにさせていただきました。これからこれをどう利用していくか、ただ建てただけじゃなしに、有効な利用今以上にどうしていくかというのは必要なことだと思っております。皆さんにご理解いただけるように一層利用の方法等、考えていきたいと思っております。よろしく願いたいと思っております。

○議長(寺前伊平君):小田議員。

○2番(小田静男君):どうも、ご答弁ありがとうございます。もう一個お聞きしたいんですけども。御杖産材これを奈良県産材、じゃどれだけの金額。例えば吉野産の木を使った場合、御杖産、奈良県産材とどれだけの違いがあるのか。単純なところでですけど。その辺もやっぱマスコミでインタビューにお答えになられた村長の意思、お考えをお聞かせ願いたいです。

○議長(寺前伊平君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):私の方で、今のところ奈良県産材と御杖産材でどれだけの差がでるかとかいうことについては申し訳ありません、きちっとつかんでいるわけではございません。ただ基本は、あくまでもやはり御杖産材をまず第一に考えて、村内の事業者の方にもお話をさせていただきました。しかし中々調達ができないというなかで、奈良県産材ということになったわけでございます。何れにいたしましても、本村これだけの山を持っているわけでございますけれども、実際問題として中々そしたら御杖産材で材を集めるということにつきましては、事業者の方にもお聞きしたわけでございますけれども、厳しいところもございました。こうゆうことについても、今後林業施策としてもいろんなことを考えながらやっていかなければならないと思っております。よろしくお願いします。

○議長(寺前伊平君):小田議員。

○2番(小田静男君):答弁ありがとうございます。質問につきましては、また後日色々と私なりに考えて、また質問させていただきます。よろしくその点お願いしておきます。これで質問を終わらせていただきます。

○議長(寺前伊平君):これで、一般質問を終わります。

◎承認第4号専決処分の承認を求めることについて (一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について)

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第6、承認第4号専決処分の承認を求めることについて、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案については、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、一般職の職員の給与について、期末手当及び勤勉手当の支給基礎額にかかる地域手当の取扱いについて、改正の誤りがあり、国家公務員に準じて支給するため、条例の改正が必要となったことにより、6月1日付けで専決処分をいたしましたので承認をお願いするものでございます。内容につきましては、総務課長からご説明を申し上げます。

○総務課長(今井智君):議長。

○議長(寺前伊平君):今井総務課長。

○総務課長(今井智君):改正の内容について、ご説明いたします。地域手当につきましては、本村におきましては、これまで支給を行っておりませんでした。令和6年度の人事院勧告により、都道府県単位を基本として支給することとなり、奈良県域は地域手当の支給対象地域となったことから、給料、扶養手当、管理職手当の合計額の2%の支給となり、令和7年4月より支給を行っております。今回、6月に支給を行います期末手当、勤勉手当について、国家公務員に準じて支給を行うため、給与条例の第15条期末手当では、給料月額、扶養手当に加えまして地域手当の合計額を基礎額に、第16条勤勉手当では、給料月額に加えまして地域手当の合計額を基礎額に改めるものでございます。そのほか、休職者に係る地域手当の減額支給の取扱いについても改めるものでございます。以上が、改正の内容となっております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長(寺前伊平君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第6、承認第4号を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第6、承認第4号専決処分の承認を求めることについて、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり承認されました。

◎議案第30号御杖村デマンド交通条例の制定について

[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第7、議案第30号御杖村デマンド交通条例の制定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、本村において新たに運行を開始する自家用有償運送、デマンド交通について、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づきその設置及び運行に関して条例で定めるものでございます。よろしくお願いします。

○議長(寺前伊平君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、日程第7、議案第30号御杖村デマンド交通条例の制定については、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎議案第31号令和7年度御杖村一般会計補正予算(第2号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第8、議案第31号令和7年度御杖村一般会計補正予算第2号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、一般会計予算の歳入歳出それぞれに2,366万7千円を追加し、補正後の総額を27億1,545万7千円とするものです。主な内容は、4月の人事異動に伴う人件費の補正、奈良県防災行政通信ネットワーク運営協議会負担金等となっております。ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長(寺前伊平君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、日程第8・議案第31号・令和7年度御杖村一般会計補正予算第2号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第32号令和7年度御杖村介護保険特別会計補正 予算(第1号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第9、議案第32号令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算第1号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれに61万6千円を追加し、補正後の総額を3億5,274万7千円とするものです。主な内容は、介護保険システム改修委託料を計上するものとなっております。ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長(寺前伊平君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、日程第9・議案第32号・令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算第1号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎同意第6号御杖村教育委員会の委員任命につき同意を求 めることについて

[上程、説明、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第10、同意第6号御杖村教育委員会の委員任命につき同意を求めることについてを議題と致します。本案については、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、教育委員の平田明利氏が、平成29年7月12日に就任以来、教職員の経験を生かして本村の教育行政に的確なる指導・助言をいただいて参りましたが、

本年7月11日を以て任期満了となることから、引き続き卓越した識見を有する同氏に本村教育委員に任命したたく、今定例会に上程させていただくものでございます。平田氏は、これまでに奈良県教育委員会において教職員及び行政職員として勤務されたほか、数々の県立高校の校長を歴任されました。また、退職後は民生委員をはじめ保護司等々、本村の文教福祉の分野を中心に お力添えをいただいております。平田氏は、元来温厚にして高潔であることは全村民の知るところであり、本村の教育委員としてふさわしい人物と考えているところでございます。ご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(寺前伊平君):ただ今、提案理由の説明をいただきました。本案につきましては人事案件でございますので、御杖村議会会議規則第59条第4項の規定により、質疑及び討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、日程第10・同意第6号については、質疑及び討論を省略します。これより、日程10、同意第6号について採決を行います。これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第10、同意第6号御杖村教育委員会の委員任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎報告第1号令和6年度御杖村一般会計繰越明許費繰越 計算書の報告について

[報告]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第11、報告第1号令和6年度御杖村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題と致します。本案については、議会運営委員会委員長の報告のとおり開会日報告と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本件につきましては、令和6年度から繰り越しさせていただきました11件の事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書の調整を行いましたので報告をするものでございます。内容につきましては、副村長から説明を申し上げます。

○議長(寺前伊平君):中嶋副村長。

○副村長(中嶋英樹君):議長。

○議長(寺前伊平君):中嶋副村長

○副村長(中嶋英樹君):ご説明申し上げます。去る、3月定例会におきまして、一般会計補正予算第6号で可決いただきました繰越明許費11事業につきまして、繰越額が確定しましたので報告をいたします。議案書の最後、繰越計算書をご覧ください。まず、庁舎エレベーター修繕、翌年度繰越額148万9千円は、修理部品が受注生産品により、想定以上に納期に時間がかかることとなったため繰り越しするもので、現在、修理部品は発注済みであり、年内には完了する予定でございます。次に、地域振興券発行事業1,347万9千円は、物価高騰対応臨時交付金を活用した事業です。ひとり1万円の地域振興券を3月に配布しており、その使用期限は12月末までとなっております。次に、氏名の振り仮名法制化事業317万円は、法改正により戸籍の記載事項

に新たに氏名のフリガナが追加されることに伴うもので、7月上旬にフリガナの確認通知書を発送する予定であり、その後システム改修も行うこととなるため、事業全体の完了は来年の3月末となる見込みです。続いて、非課税世帯臨時給付金事業は、繰越明許費より減額して141万4千円となります。この事業は物価高騰対応臨時交付金を活用した事業で、給付の申請期限が去る4月25日までとしていたことから繰越しておりましたが、給付事態については4月中旬に全て完了しておるものでございます。次に、健康管理システム改修事業66万円は、子ども子育て支援法の改正に伴うシステム改修でございます。現在、受託事業者が作業を進めており、9月末頃に完了する予定でございます。続きまして、美しい森林づくり基盤整備事業143万1千円の補助金及び、その下、基盤整備の推進29万2千円の事務費となっております。現在、事業者によって補助対象となる作業道整備を進めているところで、12月には全体の事業実績を取りまとめたいと考えております。次に、防災、安全交付金事業、災害防除245万円は、令和6年度の国の補助金を有効活用するために繰越しを行い、令和7年度の計画事業に繰越額を合わせて法面改良事業を実施したいと思っております。その下、防災、安全交付金事業、道路の新設改良3,267万円は、村道井出谷太良路線の改良事業でありまして、去る5月22日の議会全員協議会で産業建設課長が説明しましたように、現在、工事内容及び事業費の見直しを行っておるものでございます。なお、繰り越した事業費に伴う国の補助金につきましては、他の道路整備事業と調整のうえ、活用したいと思っております。次の、道路メンテナンス事業、橋梁長寿命化補修2,200万円は、神末西町地区内の宮川橋に係る補修工事でございます。工事は5月末に完了しておるものでございます。最後に、防火水槽の整備359万5千円は、神末中央集落センター裏の防火水槽の有蓋化工事を行うものでございます。早期発注に努めてまいりたいと思います。以上、令和6年度繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。以上でございます。

○議長(寺前伊平君):ただ今、村長より提案理由の説明と中嶋副村長より内容説明をいただきましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

「質疑なし」の声あり

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。以上で、日程第11、報告第1号令和6年度御杖村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎散会の宣言

○議長(寺前伊平君):以上をもって、本日の日程は全て終了致しました。次回の本会議は6月12日木曜日・午前10時より開くことに致します。本日は、これにて散会致します。お疲れ様でした。

(午前10時55分散会)

(令和7年6月12日)

令和7年第2回(6月)御杖村議会定例会(第2号)

令和7年6月12日(木)

開議 午前10時00分

◎議事日程〔審議結果〕

日程第1 議案第30号 〔原案可決〕

御杖村デマンド交通条例の制定について

日程第2 議案第31号 〔原案可決〕

令和7年度御杖村一般会計補正予算(第2号)の議定について

日程第3 議案第22号 〔原案可決〕

令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第1号)の議定について

日程第4 発委第3号 〔原案決定〕

閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)

日程第5 発委第4号 〔原案決定〕

閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員(7名)

議 長 寺 前 伊 平 君

副議長 山 岡 隆 良 君

1 番 影 山 英 章 君

2 番 小 田 静 男 君

3 番 森 源 五 君

4 番 福 田 麻衣子 君

7 番 盛 岡 英 成 君

◎欠席議員(0名)

◎会議録署名議員

3 番 森 源 五 君

4 番 福 田 麻衣子 君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村 長 伊 藤 収 宜 君

副 村 長 中 嶋 英 樹 君

教 育 長 鈴 木 泰 弘 君

総務課長 今 井 智 君

むらづくり振興課長 片 岡 保 昌 君

産業建設課長 中 村 康 幸 君

住民生活課長 仲 子 雄 史 君

政策推進課長 古 谷 匡 敏 君

保健福祉課長 川 上 隆 二 君

会計管理者 松 本 慶 一 君

教育委員会事務局次長 古 谷 依 子 君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長 森 本 成 則 君

閉会 午前10時15分

◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

◎開会及び開議の宣言

○議長(寺前伊平君):皆さん、おはようございます。本日の令和7年第2回御杖村議会定例会の続会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布の日程第2号のとおりと致します。

◎議案第30号御杖村デマンド交通条例の制定について

[上程、委員長報告、委員長質疑、討論、採決]

○議長(寺前伊平君):ただちに議題に入ります。日程第1、議案第30号御杖村デマンド交通条例の制定についてを議題と致します。本案については、むらづくり委員会へ付託した案件でございます。御杖村議会会議規則第41条第1項の規定に基づき、むらづくり委員会委員長より審査の経過及び結果の報告をお願いします。むらづくり委員会委員長、盛岡英成君。

○7番(盛岡英成君):議長。7番盛岡。

○議長(寺前伊平君):盛岡議員。

○7番(盛岡英成君):それでは、むらづくり委員会に付託されました、議案第30号御杖村デマンド交通条例の制定につきまして、その審査の経緯と結果について、報告させていただきます。審査の経緯でございますが、去る6月5日の本会議におきまして、議案第30号御杖村デマンド交通条例の制定についてが、付託されたことにより、6月9日に当委員会を開催いたしました。審査の経過でございますが、6月6日の全員協議会において説明いただいた以外に、提案理由及び内容について追加説明の有無を当局へ確認後、質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については皆さん出席の委員会でするので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、議案第30号御杖村デマンド交通条例の制定について、全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、簡単ではございますが、むらづくり委員会の報告とさせていただきます。

○議長(寺前伊平君):盛岡委員長、ありがとうございます。これから、盛岡むらづくり委員会委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対するむらづくり委員会盛岡委員長の報告は、可決です。日程第1、承認第1号について、むらづくり委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第1、議案第30号御杖村デマンド交通条例の制定については、盛岡むらづくり委員会委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議案第31号令和7年度御杖村一般会計補正予算(第2号)
の議定について、議案第32号令和7年度御杖村介護保険
特別会計補正予算(第1号)の議定について**

[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第2、議案第31号令和7年度御杖村一般会計補正予算第2号の議定について、日程第3、議案第32号令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算第1号の議定についての2議案につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございますので、これを一括議題としたいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。日程第2、議案第31号令和7年度御杖村一般会計補正予算第2号の議定について、日程第3、議案第32号令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算第1号の議定について、御杖村議会会議規則第41条第1項の規定に基づき、予算決算委員会委員長より一括して審査の経過及び結果の報告をお願いします。福田委員長。

○4番(福田麻衣子君):議長。4番福田。

○議長(寺前伊平君):福田議員。

○4番(福田麻衣子君):それでは、予算決算委員会を代表しまして、当委員会に付託されました、議案第31号令和7年度御杖村一般会計補正予算第2号の議定について及び議案第32号令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算第1号の議定につきまして、その審査の経緯並びに経過と結果についてご報告させていただきます。まず、審査の経緯でございますが、去る6月5日の本会議におきまして、議案第31号令和7年度御杖村一般会計補正予算第2号の議定について及び議案第32号令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算第1号の議定についての2件の案件が付託されたことにより、6月9日に当委員会を開催いたしました。当日は、全委員及び村長をはじめ各部局の所属長出席のもと審査を行いました。審査の経過でございますが、議案第31号令和7年度御杖村一般会計補正予算第2号の議定について及び議案第32号令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算第1号の議定について、議案ごとに6月6日の全員協議会において説明いただいた以外に、提案理由及び内容について追加説明の有無を当局へ確認後、質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については皆さん出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、議案第31号令和7年度御杖村一般会計補正予算第2号の議定について及び議案第32号令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算第1号の議定について、ともに全員の賛成により、可決すべきものと決定いたしました。以上、簡単ではございますが、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長(寺前伊平君):福田委員長、ご苦勞様でした。これから、福田予算決算委員会委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。

◎議案第31号令和7年度御杖村一般会計補正予算(第1号)の 議定について

[討論、採決]

○議長(寺前伊平君):先ず、日程第2、議案第31号令和7年度御杖村一般会計補正予算第2号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する福田予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第2、議案第31号について、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第2、議案第31号令和7年度御杖村一般会計補正予算第2号の議定については、福田予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第32号令和6年度御杖村介護保険特別会計補正予算 (第3号)の議定について

[討論、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第3、議案第32号令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算第1号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する福田予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第3、議案第32号について、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第3、議案第32号令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算第1号の議定についても、福田予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎発委第3号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)

[上程、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第4、発委第3号閉会中の継続調査申出についてを議題とします。議会運営委員会森委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。議会運営委員会森委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会森委員長からの申し出のとおり、議会運営委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎発委第4号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

[上程、採決]

○議長(寺前伊平君): 次に、日程第5、発委第4号閉会中の継続調査申出についてを議題とします。むらづくり委員会盛岡委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定により、むらづくり施策に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。むらづくり委員会盛岡委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君): 異議なしと認めます。したがって、むらづくり委員会盛岡委員長からの申し出のとおり、むらづくり委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣言

○副議長(寺前伊平君): 以上をもって、本日の日程はすべて終了致しました。本日の会議を閉じます。よって、令和7年第2回御杖村議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

(午前10時15分閉会)

◎議事録署名

御杖村議会会議規則第127条の規定によりここに署名する。

御杖村議会議長

寺 前 伊 平

御杖村議会議員

森 源 五

御杖村議会議員

福 田 麻衣子